

# 企業主催・共催の「講演会」 ご講演内容に関するお願い

# 厚生労働省「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」

(以下、本ガイドライン)

## 第2 医薬品販売製造業者の責務

### 3. 販売情報提供活動の資材等の適切性の確保

販売情報提供活動の資材等は、**関係法令や本ガイドラインを遵守**して作成されねばならず、最新の知見等を得たときは、適宜、更新・修正されること。国際機関や**関係業界団体が作成するガイドライン等も遵守**して作成するよう努めること。

ガイドラインが示す  
遵守頂きたいルール

**関係法令（薬機法他）**

**販売情報提供ガイドライン**

**日本製薬工業協会の自主基準**

**日本生薬漢方製剤協会の自主基準**

本ガイドラインQA

**「企業主催、共催の講演会は、本ガイドラインの適用」**

# スライド作成時のお願い

①承認の範囲内の内容で作成ください。

⇒「漢方概論」であっても、医療用漢方製剤・生薬の承認（効能効果、用法用量など）の範囲を逸脱することはできません

②他社・他社製品の誹謗中傷と解釈される表現は避けてください。

他社薬剤は、製品名ではなく一般名で記載してください。

③著作権・肖像権等のあるものは、転載許諾が必要です。

④安全性に関する記載はご配慮ください。

有効性や安全性の強調、保証と解釈される表現は避けてください。

⑤「漢方概論」と「エビデンス」は混在させないでください。

⑥症例報告はできません。（漢方概論の「証」の説明は除く）

⑦エビデンスは、科学的、客観的な根拠に基づくもので、論文の主旨に沿って、実験方法、ネガティブな情報も記載頂き、利益相反についても明記ください。

⑧その他